



* 社内に笑顔を咲かせましょう *

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き



まだまだ寒い日が続きます。以下がお過ごしでしょうか。
最近世間を賑わせているトヨタプリウス問題について日経新聞の春秋欄に以下のようにありました。

『「ほんの一瞬」。リコール問題で記者会見した豊田章男社長が、ブレーキが利かない感触の差をそう表現した。正確には、0.06 秒。1 秒にも満たない、わずかな時間かもしれない。だがトヨタはその一瞬を大事にしたからこそ、優れた車をつくり出してきた。運転する者にとっても、一瞬の大切さに変わりはない。』(22年2月10日朝刊)

こういったことは私の日々、身の回りにも多くあります。気を引き締めなければと、噛みしめた言葉でした。



* 気になる手当の相場 *
～マイカー通勤手当～

他社はどうしているのか？ 貴社の参考にしてください。

(単位：円)

	2km 未 満	2～ 10km 未満	10～ 15km 未満	15～ 25km 未満	25～ 35km 未満	35～ 45km 未満	45km 以上
最高額	5,000	10,000	15,000	20,000	16,100	20,900	24,500
最低額	620	620	3,100	4,600	7,100	7,100	7,100
最多回答	5,000	4,100	6,500	11,300	16,100	20,900	24,500

●平成 21 年 5 月 14 日～27 日調査 223 社有効回答

★これで完璧！ 2月の事務



☆所得税・住民税の確定申告・納付☆

平成 21 年分所得税・個人住民税の確定申告・納付の受付が 2 月 16 日から始まります（還付申告は 15 日以前でも受付可能。期限は 3 月 15 日まで）。サラリーマンでも年末調整を受けなかった人、平成 21 年中の年収が 2,000 万円を超える人などは確定申告をする必要があります。また、一定額以上の医療費を支払った人、ローンで新たに住宅を取得した人などは、還付申告により税金が戻ってくる場合があります。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

1 月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、2 月 10 日までに納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

1 月分の社会保険料・児童手当拠出金を 3 月 1 日までに納付。

☆12 月決算法人の確定申告と納税☆

12 月決算法人の確定申告と納税、6 月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに 2 月中の決算応答日までです。



3 ページ チェックの答え

*チェックの解答：①1 週間の法定労働時間は 40 時間なので、それを超えてはならない（変形時間制を使わない場合）／②残業単価は除外できる手当を除いたすべての給与で割り戻した単価の 25%割増／③160～170 時間程度で割らなければ、値が大き過ぎる／④1 日ごとに時間を切捨てることは認められない／⑤試用期間であっても加入させなければならない／⑥パートにも勤務日数に応じた有休付与が必要／⑦パートでも 1 週間の所定労働時間数に応じて保険の加入が必要／⑧こまめに懲戒をしていかないと後で解雇する場合など会社が不利になることもある／⑨明確に区別しておかないと認められない／⑩不就労の時間と超過した時間は明確に区別して管理／⑪時間外（または休日）割増部分の支払いは必要／⑫パートでも簡単には契約を切れない／⑬法律を下回る条件で合意してもそれは無効

「うちの会社のルール」 それって正しいでしょうか…!?

★以下の項目についてチェックしてみてください。(答えは2ページ)

- ① 休日は、日曜日と祝祭日のみである。
- ② 残業代は、通常の時給、あるいは社員一律で決めた単価で計算している。
- ③ 残業代の単価は、月給額を 200 時間で割って出している。
- ④ 1 日の勤務時間（残業時間）は、30 分単位で切り捨てている。
- ⑤ 試用期間中は、社会保険に入れない。
- ⑥ パートに有給休暇はない。
- ⑦ パートは、社会保険に入れる必要がない。
- ⑧ 勤務時間中の私用電話や私用携帯メールなどは大目に見て、いちいち注意していない。
- ⑨ 基本給の中に、残業代を含んでいる。
- ⑩ 遅刻したからといっていちいち給与を引かないので、少しぐらい残業代を支払わなくてもチャラになっている。
- ⑪ 休日出勤をしても、後で別の日に休みを取らせているので問題ない。
- ⑫ パートなら、会社の経営が悪化したときに、すぐに契約を切ることができる。
- ⑬ これらの条件は、入社の際に本人と合意を取っているので、もめても対抗できる。

会社にはそれぞれの会社の取り決めがあってしかるべきです。でも、その取り決めが法律で定める内容を下回っていたら…？ それは無効です。では、法律で定められていることを知らずにやっていたら…？ それでもれっきとした法律違反となり、許してもらうことはできません。上記の質問は、勘違いをしやすい例です。情報の溢れている今、労働者たちは経営者よりも自分たちに関わる法律をよく知っています。

会社側にもいろいろと事情や言い分はあるでしょうが、ひとたび紛争が起きてしまえばそれは単なる言い訳となってしまいます。

ただし、これらの内容であっても、工夫次第では会社の実情に合わせて法律をクリアすることも可能となりますので、ぜひいま一度確認をしていただき、問題の起きる前には的確な対策をご用意いただきたいと思います。

いきいきした会社づくりをお手伝い

羽渕貴久子社会保険労務士事務所

社会保険労務士 羽渕貴久子

TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554

E-MAIL habuchi@sky.memail.jp

URL <http://ikiiki30.com/>

